

議案第 6 号

杉並区食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 1 6 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、食品衛生法施行令(昭和 2 8 年政令第 2 2 9 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備の基準)

第 2 条 食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
- (2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の試験のために必要な機械及び器具を備えること。

(職員の配置の基準)

第 3 条 食品衛生検査施設に配置する職員の基準は、試験のために必要な職員を置くこととする。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する必要な事項を定める必要がある。